（確認等事務の結果の送付）

第二十二条の十九　登録確認機関（法第百四条の三十三第一項に規定する登録確認機関をいう。以下この節及び第二十三条において同じ。）は、同条第三項の規定による文化庁長官への送付（以下この節において「送付」という。）を行うときは、要件確認（同条第一項第二号に規定する要件確認をいう。第二十二条の三十一第一項第五号において同じ。）及び使用料相当額算出（法第百四条の三十三第一項第三号に規定する使用料相当額算出をいう。以下この節において同じ。）の結果を記載した書面に第二十二条の三十一第一項第一号に規定する裁定の申請に係る受付番号を記載するものとする。

（印紙納付）

第二十三条　法第六十七条第四項（法第六十七条の三第六項及び第百三条において準用する場合を含み、法第百四条の四十七の規定により登録確認機関に手数料を納付する場合を除く。）、第七十八条第五項（法第八十八条第二項及び第百四条において準用する場合を含む。）及び第百七条の規定による手数料は、収入印紙をもつて納付しなければならない。

備考　表中の［　］の記載及び標記部分に二重傍線を付した規定の標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（確認等事務の結果の送付）

第二十二条の十九　登録確認機関（法第百四条の三十三第一項に規定する登録確認機関をいう。以下この節において同じ。）は、同条第三項の規定による文化庁長官への送付（以下この節において「送付」という。）を行うときは、要件確認（同条第一項第二号に規定する要件確認をいう。第二十二条の三十一第一項第五号において同じ。）及び使用料相当額算出（法第百四条の三十三第一項第三号に規定する使用料相当額算出をいう。以下この節において同じ。）の結果を記載した書面に第二十二条の三十一第一項第一号に規定する裁定の申請に係る受付番号を記載するものとする。

（印紙納付）

第二十三条　法第七十条第一項、第七十八条第五項（法第八十八条第二項及び第百四条において準用する場合を含む。）及び第百七条の規定による手数料は、収入印紙をもつて納付しなければならない。

附　則

この省令は、著作権法の一部を改正する法律（令和五年法律第三十三号）の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。ただし、目次の改正規定（「第十章の二　図書館等公衆送信補償金の額の認可申請等（第二十二条の四・第二十二条の五）」を「第十章の二　図書館等公衆送信補償金の額の認可申請等（第二十二条の四―第二十二条の五の二）」に改める部分に限る。）及び第二十二条の五の二の改正規定は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第百九十一条の四第一項第四号及び第百九十一条の五第一項並びに森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第十条の規定に基づき、森林法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月二十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

森林法施行規則の一部を改正する省令

森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（林地台帳の記載事項） **第百四条の二**　法第百九十一条の四第一項第四号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一～三　（略） 四　その森林の土地の所有者の国籍等（自然人にあつてはその国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号ロに規定する地域をいい、法人にあつてはその設立に当たつて準拠した法令を制定した国をいう。次号において同じ。）（同法別表第二の永住者の在留資格を有する者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者にあつては、その旨を含む。次号イにおいて同じ。） 五　その森林の土地の所有者が法人である場合には、次のイ及びロに掲げる事項 イ　その代表者の氏名及び国籍等 ロ　次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(1)又は(2)に定める事項 (1)　同一の国籍等を有する者がその役員の過半数を占める法人である場合　当該国籍等 (2)　同一の国籍等を有する者がその議決権の過半数を占める法人である場合　当該国籍等 （台帳情報の提供） **第百四条の三**　（略） 一～四　（略）	（林地台帳の記載事項） **第百四条の二**　法第百九十一条の四第一項第四号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一～三　（略） （新設） （新設） （台帳情報の提供） **第百四条の三**　令第十条の求めは、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。ただし、同条第四号に掲げる者については、この限りではない。 一～四　（略）